

大学院学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 関西医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、保健医療に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、国民保健の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会を置く。

3 自己点検・評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(個人情報保護)

第 3 条 学生が本大学院に届け出た氏名、住所等の情報並びに在学中の記録等（以下「個人情報」という。）は、本大学院が行う教育及び学生サービス等以外の目的に利用してはならない。

2 個人情報は、本人の同意がある場合もしくは別に定める例外の場合を除いて、第三者に開示してはならない。

第 2 章 組織及び収容定員

(研究科・課程)

第 4 条 本大学院に保健医療学研究科（以下、「本研究科」とする。）を置く。

2 本研究科には修士課程及び博士後期課程を置く。

3 修士課程は、高い倫理観に基づく行動力及び保健医療分野で学士を修めた者としての責任感と判断力に基づき、広い視野に立って保健医療分野の専門領域を研究するための実践力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、修士課程で修得した資質と能力に基づき、保健医療分野の主導的専門職としての高い倫理観のもとで主体的に研究活動を行い、保健医療の各分野を牽引するリーダーシップと後進の指導を担える研究実践力を養うことを目的とする。

(専攻等)

第 5 条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

修士課程 保健医療学専攻

博士後期課程 保健医療学専攻

2 専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	課 程 ・ 専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
保健医療学研究科	修士課程 保健医療学専攻	9 名	18 名
	博士後期課程 保健医療学専攻	3 名	9 名

(修業年限及び在学年限)

第 6 条 本大学院に置く修士課程の修業年限は、2 年とする。

2 本研究科は、学生が職業を有している等の事情により、前項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長の承認を得て、その計画的な履修を認めることができる。

3 本大学院には休学期間を除いて4 年を超えて在学することができない。ただし、前項の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に2 年を加えた年数を超えることができないものとする。

第 7 条 本大学院に置く博士後期課程の修業年限は、3 年とする。

2 本研究科は、学生が職業を有している等の事情により、前項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出

たときは、学長の承認を得て、その計画的な履修を認めることができる。

- 3 本大学院には休学期間を除いて6年を超えて在学することができない。ただし、前項の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に3年を加えた年数を超えることができないものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 学年中定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (3) 創立記念日 10月27日
 - (4) 夏期休業日 8月5日から9月15日まで
 - (5) 冬期休業日 12月21日から翌年1月10日まで
 - (6) 春期休業日 3月21日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、留学及び休学

(入学の時期)

第11条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第12条 本研究科修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の大学(以下「大学」という。)を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第4号又は5号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第13条 本研究科博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者、および入学の前年度末までに取得見込みの者。
- (2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および入学の前年度末までに取得見込みの者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および入学の前年度末までに取得見込みの者。
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および入学の前年度末までに取得見込みの者。
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および入学の前年度末までに取得見込みの者。
- (6) 文部科学大臣の指定した者。

(7) 本大学院において、個別の出願資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に満24歳に達する者。

(入学の出願)

第14条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 入学手続の際に、保証人を届け出るものとする。

3 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学、再入学等)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院に入学することを志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考により、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 他の大学院に在学している者

(2) 本大学院を退学し、又は除籍された者で、復学の意思のある者

2 前項の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留 学)

第18条 外国の大学院等で修学することを志願する者は、学長に届け出て留学することができる。

2 前項の規定により留学して修得した単位の取扱いについては学長が定める。

3 第1項の規定により留学した期間は、第4条に規定する在学期間に算入することができる。

(退 学)

第19条 病気その他のやむを得ない理由により退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第20条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、学長に届け出て休学することができる。

2 疾病を理由とする休学届には医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、疾病その他の理由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第21条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認める場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第6条第3項及び第7条第3項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第22条 休学期間が満了した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

2 休学期間中にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

(転 学)

第23条 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は学長に届け出なければならない。

(除 籍)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、学長が除籍する。

(1) 第6条第3項及び第7条第3項に定める在学年限を超えた者

(2) 第21条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 行方不明となった者

(5) 死亡した者

第5章 教育課程、履修方法等

(授業及び研究指導)

第25条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを利用して行う必要があるときは、あらかじめ指定した日時に、パーソナルコンピュータその他双方向の通信手段により行うことができる。
- 3 前項の授業は、教室等以外の場所で行うことができる。
- 4 第2項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(授業科目)

第26条 授業科目については、別表第1及び別表第2に定める。

(履修単位)

第27条 本研究科修士課程の学生は、所定の期間に授業科目のうち32単位以上履修しなければならない。

- 2 本研究科博士後期課程の学生は、所定の期間に授業科目のうち20単位以上履修しなければならない。
- 3 第1項及び第2項に定めるほか、授業科目の履修方法及び単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の基準)

第28条 授業科目の単位は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、特別研究等の授業科目については、これに必要な学修などを考慮して、時間数を定める。

(単位の認定)

第29条 授業科目の単位認定は、試験の成績又は研究の報告などにより科目担当者が行い、合格した科目については所定の単位を与える。

(学修の評価)

第30条 試験等の評価はS、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(他大学大学院における授業科目の履修等)

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき学生が当該他大学院において履修した授業科目について修得した単位を15単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前既修単位等の認定)

第32条 学生が本大学院に入学する以前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を学長が教育上有益と認めるときは、15単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により認定できる単位数は、前条において本大学院において修得したものと認定する単位数と合わせて20単位を超えないこととする。

第6章 課程の修了及び学位授与

(修了の要件)

第33条 学長は、本研究科修士課程の修了要件として、本大学院に2年以上在学し、第27条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士課程の修了を認定する。

- 2 学長は、本研究科博士後期課程の修了要件として、本大学院に3年以上在学し、第27条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士後期課程の修了を認定する。
- 3 学位を授与するための論文審査、最終試験等の実施に必要な事項については、別に定める。

(学位)

第34条 学長は、前条第1項の規定により修士課程の修了を認定した者に対し、修士（保健医療学）の学位を授与する。

2 学長は、前条第2項の規定により博士後期課程の修了を認定した者に対し、博士（保健医療学）の学位を授与する。

第7章 検定料、入学金、授業料及びその他の費用

（検定料などの金額）

第35条 検定料、入学金及び授業料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

（検定料、入学金及び授業料）

第36条 学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生は、授業料等を別表第3に定める期日までに納めねばならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

2 退学、停学、休学及び復学の場合の授業料等と納付した授業料等については、大学学則第35条から第39条までの規定を準用する。

第8章 運営組織

（大学運営会議）

第37条 この規則に定めるもののほか、本大学院の内部質保証及び管理運営に関する重要な事項は、学長が別に定める大学運営会議において審議する。

（大学院教授会）

第38条 研究科における教育研究上の重要な事項を審議するため、大学院教授会を置く。

2 大学院教授会は研究科長及び研究科の教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは、大学院教授会に、その他の教職員を加えることができる。

4 その他、必要のあるときは、研究科長は、大学院教授会の構成員以外の者に対して、大学院教授会の会議に出席し、意見を陳述させることができる。

5 学長は、教育研究に関する次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、大学院教授会の意見を聴くものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について、意見を述べるることができる。

7 教授会は、第5項に規定するもののほか、学長の指示する事項に対し、速やかに意見を述べなければならない。

8 本条に規定するもののほか、大学院教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（研究科長）

第39条 本大学院に研究科長を置く。

2 研究科長は、学長の命を受け、研究科内の教育及び研究に関する校務をつかさどる。

（副研究科長）

第40条 本大学院に必要な応じて副研究科長を置くことができる。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び研究生

（科目等履修生）

第41条 学長は、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生の学費は別表第4のとおりとする。

4 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第42条 学長は、他の大学院の学生で本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、特別聴講学生に必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学することを志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 学長は、本大学院以外の者で本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生の研究期間は、原則として1年以内とする。

3 前項の研究期間を超えて、なお研究を継続しようとする場合は、事情により許可することができる。

4 前3項に規定するもののほか、研究生に必要な事項は、別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第45条 学長は、表彰に値する行為のあったときは、その者を表彰することができる。

(懲戒)

第46条 学長は、この規則その他本大学院の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みのないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 保健医療学研究科鍼灸学専攻は、この学則による改正後の関西医療大学大学院学則（以下「新学則」という。）第2条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

この場合において、当該専攻に在学する者に係る教育課程その他の修了に係る要件及び学位は、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成29年4月1日から施行する。

2. 改正後の別表第1（授業科目）の規定は、平成29年4月1日以降の1年次入学者から適用する。

ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、学長が特に必要と認めた授業科目については、平成28年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1. この学則は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は令和4年10月1日から施行する。

附 則

1. この学則は令和6年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目（第26条関係）

区 分	授業科目名	単位数		備 考	
		必修	選択		
共通教育科目	保健医療学概論	2			
	医療倫理学概論	2			
	疫学・保健統計学概論	2			
専門教育科目	基礎領域	機能形態学		2	基礎領域から10単位以上を選択必修
		生体情報学		2	
		病態情報学		2	
		内科系病態学Ⅰ		2	
		内科系病態学Ⅱ		2	
		高次神経病態学		2	
		外科系病態学		2	
		東洋医学		2	
		補完・代替医療学		2	
		教育学概論		2	
	教育学特論		2		
	専門領域	臨床鍼灸学研究計画法		2	専門領域から10単位以上を選択必修
		臨床鍼灸学研究方法論		2	
		臨床鍼灸学特論講義		2	
		臨床鍼灸学特論演習		2	
		臨床鍼灸学実習		2	
		臨床身体機能学研究計画法		2	
		臨床身体機能学研究方法論		2	
		臨床身体機能学特論講義		2	
		臨床身体機能学特論演習		2	
臨床身体機能学実習			2		
医科学研究計画法		2			
医科学研究方法論		2			
医科学特論講義		2			
医科学特論演習Ⅰ		2			

	医科学特論演習Ⅱ		2	
特別研究科目	特別研究	6		

別表第2 授業科目（第26条関係）

区 分	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
共通教育科目	保健医療研究方法特論Ⅰ	2		
	保健医療研究方法特論Ⅱ	2		
専門教育科目	保健医療科学基盤講義		2	専門教育科目から4単位以上 を選択必修
	保健医療科学実践演習		2	
	保健医療技術開発学基盤講義		2	
	保健医療技術開発学実践演習		2	
	保健医療技術開発学臨床演習		2	
特別研究科目	特別研究Ⅰ	4		
	特別研究Ⅱ	4		
	特別研究Ⅲ	4		

別表第3 学生納付金（第35条・第36条関係）

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	入学検定時のみ
入 学 金	300,000円	入学時のみ
授 業 料	600,000円	前後期分納
納入期日	前期 4月20日 後期 10月20日 （納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする）	

別表第4 科目等履修生納付金（第41条関係）

項 目	金 額	備 考
登 録 料	20,000円	更新の場合は不要
授 業 料	20,000円	1単位につき